

いじめ防止基本方針

文京学院大学女子中学校高等学校

目次

はじめに

1. 基本理念
2. いじめの定義
3. 組織の設置
4. いじめの未然防止
5. いじめの早期発見
6. いじめへの対処
7. インターネットを通じて行われるいじめへの対応
8. 生徒の主体的な活動の推進
9. 教員研修
10. 重大事態への対処について

巻末資料

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。本校ではいじめ防止対策推進法（以下「推進法」）に基づき、全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないように、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1. 基本理念

本校の基本理念はいじめ等を防止することは子どもの人権・権利を守る取り組みであるとの認識のもと、推進法に基づき以下のとおりとする。

- ①いじめは全ての生徒に関係する問題であり、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるように取り組む。
- ②全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深め、適切な行動がとれるように指導する。
- ③学校はいじめを受けた生徒の生命が特に重要であることを認識しつつ、学校全体で関係諸機関・保護者等との連携の下、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともにいじめが発生したと思われるときは適切かつ迅速に対処する責務を負う。

2. いじめの定義

推進法第二条に基づき、いじめとは、学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（表1）

具体的には次のような態様が考えられる。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的になることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、「いじめ防止委員会」を活用して行う。好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけてしまったが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止委員会」へ情報共有することは必要となる。

3. 組織の設置

(1) 名称

推進法第二十二条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」(以下「委員会'))を組織する。

(2) 役割

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境作りを行う。
- ②「いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画（表2 年間計画表）の作成や取り組みの実行、検証、修正を行う。
- ③いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ④いじめの早期発見・事案対処のためいじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ⑤いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に調査を行ない、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。
- ⑥全てのいじめの事例について、委員会が定めた共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。年度が替わった場合には、学級担任同士の引継ぎや上級学校などに進学した場合に進学先に情報を伝える。
- ⑦いじめが発生したときには東京都をはじめとして関係諸機関へ報告する。
- ⑧「いじめ防止基本方針」の周知に務める。

(3) 構成

委員会は管理職、学年代表、生徒支援部、必要に応じて養護教諭・カウンセラー、その他校長が指名するものから構成される。(表3 組織図)

(4) 生徒支援委員会との協働

本校では生徒の生活指導や生徒支援を目的として、必要に応じて管理職・生徒支援部・学年代表を中心にその他校長が指名するものから構成される生徒支援委員会が開催される。生徒支援委員会の主たる任務は問題行動を起こした生徒に対する懲戒や指導・支援を必要とする生徒への指導・支援計画の確定と成果の確認などである。いじめ加害者に対する懲戒や指導についてはいじめ対策委員会と協働あたることが必要であり、生徒支援委員会の構成員はいじめ防止委員会の構成員を兼ねる。

4. いじめの未然防止

(1) 意義

学校は、生徒等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、生徒等にいじめに対する理解を深めさせ、生徒等が互いにいじめの未然防止につながる行動がとれるように指導を行う。また、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

以上のことを通じて、全ての生徒が周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安全・安心に学校生活を送るとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団作りに努めることで学校全体としていじめの未然防止に取り組む。

(2) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

全ての生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進める。このことを基盤として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育成する。また、生徒自らがいじめ防止に取り組めるような活動に対する指導・支援を行う。

①人権教育、②道徳教育、③体験活動を中心にソーシャルスキルトレーニングの年間計画表を作成し、生徒が対人関係などで状況に応じた適切な振る舞いや社会生活を営んでいくために必要なスキルを養う。

(3) 文京学院大学をはじめとする関係諸機関との教育連携

教職員が生徒の発達段階における特性と対処法などを理解することは生徒理解の上で欠かせないことであり、専門的な知見・知識を有する第三者の協力を得て研修を行う。

5. いじめの早期発見

(1) 意義

いじめ防止等の取組みの中で、生徒に SOS を発信してもらうことは重要である。しかし、生徒が表現した微妙なサインに気づき、その意味を適切に読み取ることができなければ、生徒の心の危機に対応することはできない。教職員は、いじめが大人の目につきにくい場所や時間で行われるなど、気づきにくいこと、また、一見遊びやふざけているように見えることがあり、判断が難しいことを十分認識しなければならない。生徒の様子、人間関係、服装や持ち物の変化など、些細な兆候を見逃さず、いじめを見極める目を持ち、早い段階から組織的に関わりながらいじめの早期発見に努め、推進法第 28 条に定める「重大事態」の発生を防止する。また、教職員が 1 人で抱え込まず、学年代表会や学年会・教科担当者との情報交換などを通じて情報を共有し、いじめの早期発見に努める。

(2) 「いじめ」の定義に基づく正しい理解に基づく確実な認知

校内研修等の機会を通じて、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階でいじめに気付くことができるようとする。

(3) 学級担任による日常的な生徒への声掛けと様子の観察

生徒の様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常的に生徒との関わりを深め、いじめの発見につながる鋭敏な感覚を養う。(書式 1)

(4) 定期的なアンケートや面談の実施

「こころとからだのアンケート」(書式 2)・担任の面談などを一連の流れとして実施し、必要に応じて、スクールカウンセラーなどと協働する。また定期的に「いじめアンケート」による調査を行う。(書式 3)

(5) 相談体制の整備

生徒及び保護者から安心して相談してもらえるように日頃からコミュニケーションを密にして、良好な人間関係を構築しつつ、面談、カウンセリングルーム、保護者会などを通して生徒及び保護者が教職員にいじめに係る相談を行うことができる機会と体制を整える。一方で学年代表会や学年会・教科担当者との情報交換などを有効に活用し、日常的にいじめの早期発見に努める。また、相談体制の整備にあたってはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるように配慮する。

(6) 生徒の SOS を発信できる力の育成

学校は相談機能の充実を図るとともに、生徒が自分自身や友達の危機に気付き、問題を 1 人で背負い込まずに対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する等、生徒の SOS を発信できる力の育成を図らねばならない。そのためには

いじめ防止教育として生徒たちがいじめに立ち向かい、解決に向けて取り組めるような指導が必要である。

6. いじめへの対処

(1) 意義

教職員はいじめを発見し、または相談を受けた場合は、推進法第23条1項の規定に基づき、直ちに管理職に報告し、特定の教職員だけで抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止委員会」に報告し、組織的な対応につなげなければならない。指導に際しては以下のことに留意する。

- ・いじめを受けた生徒を守る。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・生徒をしばらく見守るという対応を取る場合は、援助を求めた側が自分は見守られているということを感じることができるように対応しなければならない。
- ・全ての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。対応については以下のことに留意する。

- ・教職員は、遊びや悪ふざけなどであっても、いじめが疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者等から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に話を聞く。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめ防止委員会が中心になり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害生徒の保護者に学校より連絡する。
- ・加害生徒に対して学校が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が見られず、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を守り通すという観点から、学校は警察等と相談して対処する。
- ・状況に応じていじめ防止委員会の下にサポートチームを編成するなどして、機動的に対応できるようにする。

(3) いじめを受けた生徒やその保護者への対応

教職員は、いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意しつつ、以下の対応を行う。

- ・いじめられている生徒にも責任があるという考え方をせず、「あなたが悪いのではない。必ず守る。」ということを伝える。
- ・保護者には迅速に事実関係を伝えるとともに、いじめを受けた生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携し、当該生徒に寄り添い支える体制を作る。
- ・必要に応じて加害生徒を別室で指導したり、出席停止とするなど、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように環境を整える。
- ・状況に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察など外部からの協力を得る。
- ・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、適宜必要な支援を行う。
- ・聴き取りやアンケート等により確認した事実は保護者に提供する。

(4) いじめた生徒やその保護者への対応

教職員はいじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行ない、いじめがあったことが確認された場合、速やかにその保護者に連絡し、事実に関する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。いじめた生徒への指導に当たっては以下のことに留意する。

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめを行った背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達がなされるよう配慮する。
- ・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・いじめの状況に応じて心理的な疎外感・孤立感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導計画を策定・実行する。
- ・教育上必要とされる時は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめにはさまざまな要因があることを考慮し、懲戒を加える際は、教育的配慮に十分留意し、加害生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- ・いじめを行った生徒の保護者に対して学校教育法の規定に基づき当該生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた生徒、その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。

(5) 周囲の生徒への対応

教職員は、いじめが発生した際、それを知り、見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせるとともに、たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

また、はやし立てたり同調していたり、傍観していたりする生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

なお、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を学級での話し合いなどによりすべての生徒に行き渡らせるようにする。

7. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 意義

ネット上によるいじめについては、大人が見えにくい中で行われることが多いこと、また、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性があることに留意して対応する。ネットを通じて行われるコミュニケーションは、情報モラルが身についていないと、いじめる気持ちがなくとも、いじめになってしまうことがあることに留意する。インターネットが特別なのではなく、人の嫌がることを言ったり、書いたりすることはいじめであることを生徒に理解させ、自分が書いた内容について、迷惑に感じたり、嫌な思いをする人がいないか考えてから相手に送ることなど、自分の言葉に責任を持たせる指導を徹底する。

(2) 内容

- ・生徒、保護者に対して、警察や通信事業者と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。
- ・保護者に対して家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。
- ・インターネットを通じて誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、誹謗中傷された生徒が、その事実に気付いているか否かに関わらず、書き込みを行った生徒に対して直ちに指導を行い、被害の生徒の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。
- ・被害生徒の心のケアを行うとともに、当該の生徒の意向を踏まえて、保護者と十分に連携しながら、加害生徒との関わりの修復等を支援する。
- ・特に SNS を通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合はグループの生徒全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、被害の子どもの精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

8. 生徒の主体的な活動の推進

(1) 意義

いじめの防止は教職員だけ取り組むのではなく、生徒がいじめをしない、許さない、見逃さないという強い意識を持つことが大切である。そのためには、以下の視点をもった生徒の主体的な活動を道徳教育や特別活動に取り入れることが重要である。

(2) 内容

- ①「多様性」を認め合える学級・学校づくり
- ②これはいじめではないだろうか、と自ら考える力
- ③どのようにすれば、いじめがおこらない学級・学校づくりができるのか
- ④いじめが起ったとき、自分達の力で解決するにはどうのしようしたらよいのか

9. 教員研修

(1) 意義

生徒の教育を受ける権利を守り、心身の健全な成長及び人格の形成が教職員の使命であることに鑑み、「いじめ防止対策推進法」をはじめとする諸法規に対する理解を徹底し、それに基づいた対処、教育活動を実施することが必要である。

(2) 内容

- ①いじめの諸法規に対する理解を深めるもの
- ②生徒の心理・発達についての理解を深めるもの
- ③生徒の主体的な活動を推進するためのもの

10. 重大事態への対処について

(1) 「重大事態」の意味

推進法第 28 条第一項に基づき、「重大事態」とは次のようにとらえる。

一 いじめにより在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など

二 いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。ただし、生徒が一定期間連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校長の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

一・二に共通すること

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても「重大事態」が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 「重大事態」の報告

「重大事態」が発生したときは、速やかに学校の設置者（理事長）、東京都（生活文化

スポーツ局私学部)に及び国に報告する。(書式4、5)重大事態の対処について、必要に応じて、学園の設置者(理事長)及び東京都(生活文化スポーツ局私学部)と連携・協力して対応を行う。報告後、重大事態調査の開始(重大事態調査委員会の初回開催日)が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、国へ報告する。(書式6)

(3) 調査組織(第三者調査委員会)の設置

(種類と構成)

推進法に規定される重大事態が生じた場合、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成する。その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、推進法第22条に基づく既存の組織(いじめ防止委員会)に第三者を加えるか、など学校の設置者(理事長)が適切に判断する。

(第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合)

いじめの重大事態であると判断する前の段階で、いじめ防止委員会がいじめの事実関係を調査している場合、調査に係る資料の再分析を第三者に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もある。また、いじめ防止委員会による調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者(被害生徒・加害生徒・それぞれの保護者)が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある。

(被害生徒・保護者等への対応)

- ・調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して事実関係などの情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあったときには適切かつ真摯に対応する。

(調査の実施)

- ・重大事態の調査は、民事・刑事上の関に追及やその他の争訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものである。
- ・調査に当たっては中立性・公平性・専門性を確保し、適切な時期に経過報告を行う。
- ・

(4) 不登校重大事態への対応

- ・不登校重大事態とは、「いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態をさし、「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月文部科学省)に沿って対応すること。

- ・不登校の期間は年間30日を目途とするが、上記目安にこだわらず、学校長の判断により、迅速に対応する。
- ・不登校重大事態の調査は不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある生徒が欠席を余儀なくされている状況を解消し、対象生徒の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に生かすことである。
- ・不登校重大事態と判断される生徒に対しては、心身のケアと学習支援に努め、生徒の学ぶ権利を保障するように配慮する。

(5) 調査結果の説明公表、点検、評価等について

(調査結果の報告)

- ・重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、「推進法」第31条第一項及びガイドラインの規定に基づき、調査結果及びその後の対応方針について、国及び地方公共団体の長等に対して報告・説明すること。(書式7)

(地方公共団体の長等に対する所見の提出)

- ・調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを予め被害生徒・保護者に対して伝えること。
- ・学校の設置者または学校は、推進法第28条第二項に基づき被害生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、法律上の義務である。その際、「各地方公共団体の個人情報保護条例に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと。

(調査結果の公表、公表の方法等の確認)

- ・いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、総合的に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。
- ・学校の設置者及び学校は、被害生徒・保護者に対して公表の方針について説明を行うこと。
- ・調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。
- ・調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表の内容を被害生徒・保護者と確認すること。

(加害生徒、他の生徒・保護者に対する調査結果の情報提供)

- ・学校の設置者及び学校は、被害生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。学校は調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- ・報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の生徒または保護者に対して説明を行うことを検討する。

(6) 調査結果を踏まえた対応

- ・被害生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に応じた継続的なケアを行ない、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家を活用すること。
- ・調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。

(7) 再発防止

- ・学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止・早期発見・対処・情報共有等の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。
- ・いじめ事案の対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。

表1

重大性の段階に応じたいじめの類型例

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害生徒が「心身の苦痛を感じているか」かどうかを鑑み個別に判断する

○：いじめの行為 ◆：加害の生徒への対応例

加害の子供の集団 行為の故意性、意図性		1人で	集団で
1 好意で行った言動 ~親切のつもりが~	<p>○発言の苦手な子供に「○○さんも意見をいいなよ。」と強く促した。</p> <p>◆親切さを十分に評価した上で、発言が苦手な子の気持ちについて一緒に考える。</p>		
	<p>○リレーでバトンを落とした生徒に「何やつてんだ」と怒鳴った。</p> <p>◆発達の特性なども踏まえ、何気ない言葉が相手を傷つけることもありますことを丁寧に諭す。</p>		
3 衝動的に行った言動 ~つい、かっとなって~	暴力を伴わない	法令上のいじめ	<p>○うっかりぶつかってきた生徒に「死ねよ。」と言い、にらんだ。</p> <p>◆絶対使ってはいけない言葉について指導する。</p>
	暴力を伴う		<p>○うっかりぶつかってきた生徒に対して、その場で殴りかかった。※事例によっては犯罪に相当</p> <p>◆暴力は絶対に許されないことを指導するとともに、かとなつたときの対処方法を身につけさせる。</p>
4 故意で行った言動 ~あの子がむかつくな~	暴力を伴わない	社会通念上のいじめ	<p>①運動の苦手な生徒に、「あなたのせいで負けたのがわかったるの！」と問い合わせた。</p> <p>②運動で失敗するたびに、「へボい「足ひっぽうるな」等とはやし立てた。</p> <p>◆発言の背景となっている思いを聞き取った上で、他人の失敗を責めることの問題について理解させる。</p> <p>◆絶対に許されない行為であることを理解させ、完全に行われなくなるまで、監督を徹底する。</p>
	暴力を伴う		<p>◆生徒支援委員会と連携して、別室指導などをを行い、二度と行わせないようにする。</p> <p>◆生徒支援委員会と連携して、厳しい指導を行い、直ちに行為を止めさせる。必要に応じて警察や児童相談所とも連携する。</p> <p>◆警察と連携して、法令に基づく措置を含め、厳格な指導を行い、反省が確認されるまで、被害の生徒と接触させない。</p> <p>③体育着を隠して、被害の生徒が探している様子をみて笑っていた。</p> <p>④試合で負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払うように強要した。</p> <p>⑤お金を持ってこないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。</p>

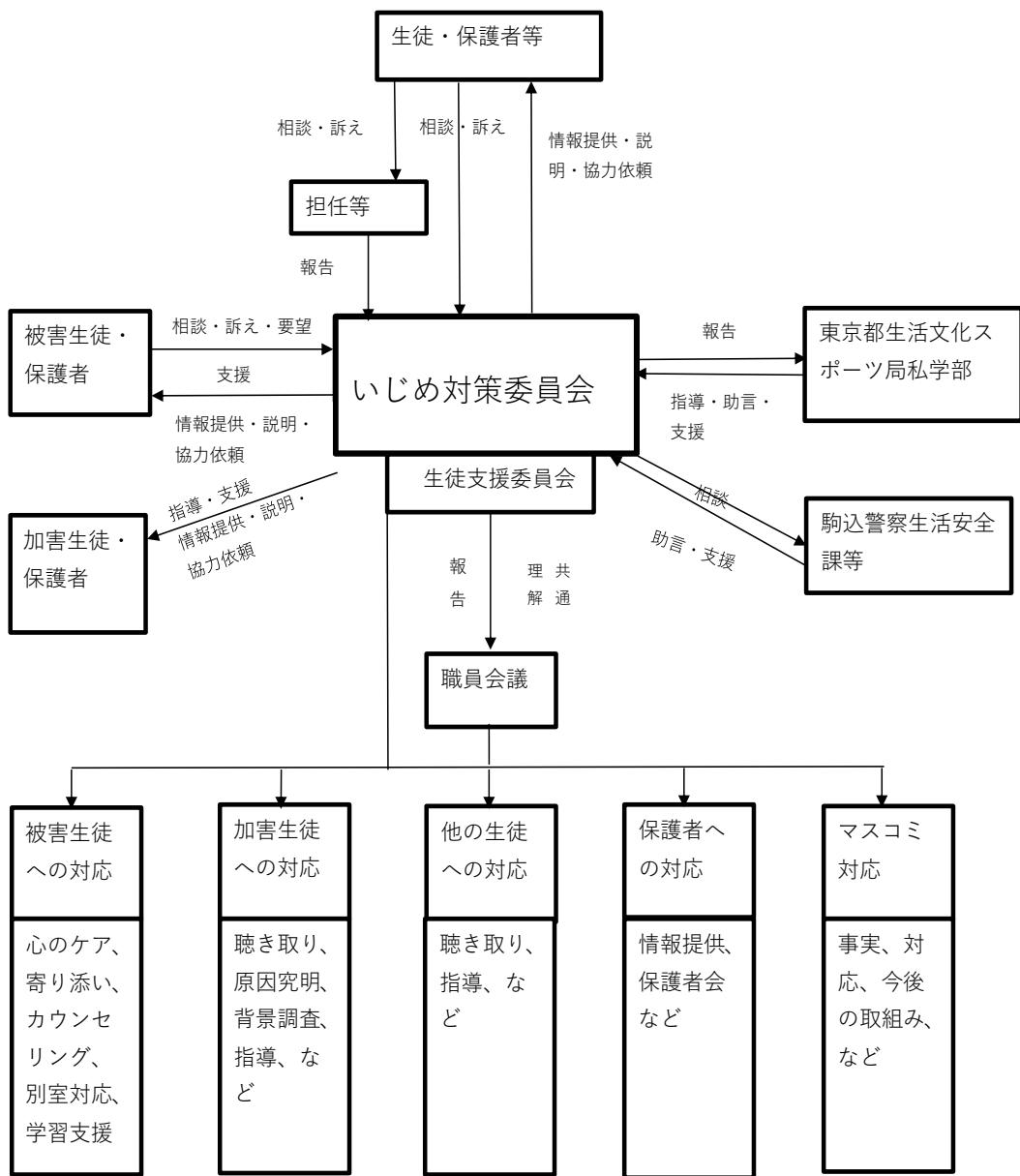
表2

年間計画表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いじめ防止委員会他	いじめ防止委員会												
	・基本方針策定及び改訂	○										○	
	・年間計画策定	○										○	
	・方針・計画・結果の共有	○			○							○	
	・教職員研修(新任者研修含む)	○				○						○	
	・保護者向け啓発												
	・学校・学年便り							随時					
	・学校HP												
未然防止に向けた取組	学校での取組												
	学年・クラスでの取組												
早期発見・早期対応に向けた取組	アンケート調査												
	面談												
	教員間の情報共有												
	保護者との情報共有												

表3

組織図



書式 1

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が敗れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている生徒

日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話すとき不安な表情をする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 早退や1人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- 周囲が何となくざわついている
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- にやにや、にたにたしている

授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり周囲がざわつく
- 1人でいることが多い
- 班編制の時に孤立しがちである
- 教室へいつも送れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる

- 決められた座席と違う場所に座っている
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

昼食時

- 好きなものを他の生徒にあげる
- 保管お生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる
- 給食を1人で食べることが多い
- 笑顔がなく黙って食べている

清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 1人で離れて掃除をしている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 掃除をさぼることが多くなる

その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 衣服が汚れたり上が乱れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う

- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- 教師が近づくと、集団画不自然に分散する

書式2

こころとからだのアンケート

年 月 日

年 組 氏名

このアンケートは、あなたのこころと体の健康のために使います。眠り、イライラ、勉強への集中など、自分のこころとからだについてふりかえってみましょう。ふだんのあなたに一番よくあてはまるところに○でかこんでください。

このアンケートをもとに、近いうちにあなたは先生と話をします。あなたは、どの先生と話したいですか？話したいと思う先生に○をつけてください。

		とても	かなり	すこし	
1	なかなかねむれないことがある	はい	はい	はい	いいえ
2	いやな夢やこわい夢を見る	はい	はい	はい	いいえ
3	いろいろと気にしすぎる	はい	はい	はい	いいえ
4	家の人が（おとうさんやおかあさん）のことが気になる	はい	はい	はい	いいえ
5	家にいるときでも、気持ちが落ち着かない	はい	はい	はい	いいえ
6	自分が悪い（悪かった）と責めてしまうことがある	はい	はい	はい	いいえ
7	誰も信用できないと思うことがある	はい	はい	はい	いいえ
8	楽しいことが楽しいと思えなくなった	はい	はい	はい	いいえ
9	どんなにがんばっても意味がないと思うことがある	はい	はい	はい	いいえ
10	自分の気持ちをだれもわかってくれないと思うことがある	はい	はい	はい	いいえ
11	頭やおなかなどが痛いなど、からだのぐあいが悪いことがある	はい	はい	はい	いいえ
12	ご飯がおいしくないし、食べたくないことがある	はい	はい	はい	いいえ
13	何もやる気がしないことがある	はい	はい	はい	いいえ
14	授業や学習に集中できないことがある	はい	はい	はい	いいえ
15	むしゃくしゃしたり、いらっしゃしたり、かっとしたりする	はい	はい	はい	いいえ
16	だれかに話をきいてもらいたい	はい	はい	はい	いいえ
17	はげしい怒りがわいてくる（とてもはらがたつ）	はい	はい	はい	いいえ
18	学校には楽しいことがいっぱいある	はい	はい	はい	いいえ
19	私には今、将来の夢や目標がある	はい	はい	はい	いいえ
20	友だちと遊んだり話したりすることが楽しい	はい	はい	はい	いいえ

今の気持ちを書いてください。

このアンケートをもとに、近いうちにあなたは先生と話をします。あなたはどの先生と話したいですか？

話たいなと思う先生に○をつけるか、名前を記入してください。

担任の先生・その他の先生（その先生の名前）・どの先生でもよい

書式3

いじめアンケート

①学校は楽しいですか

1 楽しい 2 少し楽しい 3 少し楽しくない 4 楽しくない

②みんなで何かをするのは楽しいですか。

1 楽しい 2 少し楽しい 3 少し楽しくない 4 楽しくない

③授業に主体的に取り組んでいますか。

1 取り組めている 2 少し取り組めている

3 少し取り組めていない 4 取り組めていない

④授業はよくわかりますか。

1 よくわかる 2 少しわかる 3 少しわからない 4 わからない

⑤最近、だれかにいやなことや、いやな思いをさせられたことはありますか。

1 ある 2 ない ※2 を選んだ場合は、⑨に進んでください。

⑥どんなことをされましたか。(複数回答可)

1 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われた

2 仲間外れ、集団による無視をされた

3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりした

4 ひどくぶつかられたり、蹴られたりした

5 金品をたかられた

6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした

7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。

8 パソコンや携帯電話などを遣い、SNS(LINE 等)上で、ひぼう・中傷や嫌なことをされた 9 性に対して嫌なことを言われた

10 その他

⑦それは今も続いていますか。

1 続いている 2 続いていない

⑧そのことをだれかに話しましたか。

1 話した 2 話していない

⑨あなたは、他の人がからかわれたり、いやな思いをさせられている人を見たり、聞いたりしたことがありますか。

1 ある 2 ない ※2 を選んだ場合は、⑪に進んでください。

⑩そのときあなたは、どうしましたか。(複数回答可)

1 注意してやめさせた 2 だまってみていた

3 その場を通り過ぎた 4 いじめられている人の話を聞いた

5 先生に相談した 6 親に相談した

7 その他の大人に相談した 8 友だちは先輩、後輩に相談した

⑪すぐに相談したいことがある人は、右の□の中に○を書いてください。

1 ある

年 組 氏名

書式4

注:学校は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。)は、速やかに地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められています。

コメント付

都様式①

令和 年 月 日

東京都生活文化スポーツ局
私学部長 ○○ ○○ 殿

○○○○学校
校長 ○○ ○○

重大事態の発生について

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態が発生しましたので、同法第31条1項の規定に基づき報告します。

1 重大事態の内容について

(1) 重大事態が発生したと判断した時期

令和 () 年 () 月 () 日

(2) 重大事態の判断の主体

学校 学校法人 (学校の設置者)
その他 ()

(3) 重大事態が発生したと判断した理由 (複数回答可)

- いじめにより下記(4)の事態が発生したと学校が認知したため
 いじめにより下記(4)の事態が発生した疑いがあると学校が認知したため
 児童生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったため
(申立てのあった日: 令和 年 月 日)
 保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったため

(申立てのあった日: 令和 年 月 日)

複数の事態が生じている場合は、該当する全項目にチェック

(4) 事態の分類 (複数回答可)

チェック欄	分類	被害の具体的な内容
	法第28条第1項第1号 生命に重大な被害	例:児童生徒が自殺を企図した など
	法第28条第1項第1号 心身に重大な被害	例:身体に重大な傷害を負った、精神性の疾患を発症した など

	法第 28 条第 1 項第 1 号 財産に重大な被害	例:金品等に重大な被害を被った など
	法第 28 条第 1 項第 2 号 相当な期間学校を欠席 (不登校)	例:嫌がらせを受けて〇月〇日から欠席している など

(5) いじめ(の疑い)の行為の概要

当該事案のいじめ(の疑い)の行為について、
 ・学校が認知したいじめ(の疑い)の内容又は児童生徒・保護者からの申立ての場合には、申立ての内容を記載してください。
 ・具体的な概要(いじめの具体的な内容・程度・頻度、いじめの理由、児童生徒の欠席の状況など)を、時系列順に可能な範囲で記載してください。
 ・個人名は記載せず、被害生徒名は「生徒X」と記載し、その他の児童・生徒名もアルファベット表記等としてください。

2 いじめの(疑いのある)行為の状況について

(1) 時期

特定 見込み 調査中
令和()年()月～令和()年()月頃

いじめ(の疑い)の状況について、判明している範囲で記載。終期は「現在」でも可

(2) 態様

特定 見込み 調査中
()

例:冷やかしやからかい、無視、悪口、仲間はずれ、ぶつかられる、蹴られる、物を盗まれる・壊される、金品をたかられる・盗まれる、ネット上のひぼう・中傷 等

被害側(の
疑い)は原則
1名。
2名以上い
る場合は別
に様式を作
成すること。

3) いじめを受けた(疑いのある)児童/生徒
()年生 性別: 男子 女子

複数名である場合は、行を追加

4) いじめを行った(疑いのある)関係児童/生徒

特定 見込み 調査中
人数:()人
学年:()年生 性別: 男子 女子
(※いじめを受けた疑いのある児童/生徒との関係)

当欄には、関係性を記載

(5) 児童生徒・保護者に関するこ

(学校生活、家庭環境、健康状況など)

<いじめを受けた（疑いのある）児童／生徒>

(記載例)

【学校生活】

- ・非常に真面目な性格であり、学業成績も優秀であった。
- ・明るく優しい性格であり、誰とでも気さくに話すことの出来る生徒であった。

【家庭環境】

- ・家庭環境は、父子家庭である。（両親は離婚）
- ・保護者と学校は友好的な関係を築き、日頃から情報共有は出来ていた。

【健康状況】

- ・心身ともに健康であった。

<いじめを行った（疑いのある）児童／生徒>

【学校生活】

【家庭環境】

【健康状況】

情報の入手元を記載

(6) 学校の把握のきっかけ

- 教職員 本人 保護者
 その他 ()

その他は、アンケート調査、他の児童生徒・保護者からの情報、匿名による投書など

3 学校の対応状況について

(1) 法人への報告日時

- 報告済：令和（ ）年（ ）月（ ）日
 報告前：令和（ ）年（ ）月頃報告予定

法人と調査組織の設置について相談する必要有

(2) いじめを受けた疑いのある児童/生徒・保護者への対処等（被害児童生徒のケア・保護者との面談等）

- 対処あり ()
 現時点では対処なし

(3) いじめを行った疑いのある児童/生徒・保護者への対処等

- 対処あり ()
 現時点では対処なし

4 生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

(1) 被害生徒・保護者等に対する調査方針の説明

ア 実施の有無

実施済 (令和 年 月 日)
未実施 (令和 年 月 日頃 実施予定)

イ 説明主体

学校法人 学校
第三者調査委員会等の調査組織
検討中

ウ 説明方法

対面説明 電話
文書 メール

その他 ()

検討中

エ 説明内容 (複数回答可)

調査の目的・目標 調査主体 (組織の構成、人選)
調査時期・期間 (スケジュール、定期報告) 調査事項
調査方法 調査結果の提供

オ その他

(被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのか等)

ガイドライン p.7~9 では、下記6項目について、生徒・保護者に対し、説明することとなっています。

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体(組織の構成、人選)
- ③調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- ④調査事項(いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等)・調査対象(聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲)
- ⑤調査方法(アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順)
- ⑥調査結果の提供(被害者側、加害者側に対する提供等)

(記載例)

被害児童生徒の保護者から、調査主体について、学校いじめ対策組織だけではなく第三者を加え、いじめの因果関係をしっかり調べて欲しいと要望があった。

(2) 加害生徒・保護者等に対する調査方針の説明

ア 実施の有無

実施済 (令和 年 月 日実施)
未実施 (令和 年 月 日頃 実施予定)

イ 説明主体

学校法人 学校
第三者調査委員会等の調査組織

検討中

ウ 説明方法

対面説明 電話
文書 メール

その他 ()

検討中

エ 説明内容 (複数回答可)

調査の目的・目標 調査主体 (組織の構成、人選)
調査時期・期間 (スケジュール、定期報告) 調査事項
調査方法 調査結果の提供

調査組織の設置が必要です。組織には、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について参加を図るよう努めてください。

5 調査について

(1) 調査主体

- 学校
- 学校法人（学校の設置者）
- 検討中（令和 年 月 日頃 決定予定）

（2）法第 28 条に基づく調査組織

ア 調査組織の設置

- 設置済
 - 検討中（令和 年 月 日頃 決定予定）
- イ 調査組織の概要（アで「設置済」と回答した場合）
（ア）第三者調査委員会を設けた調査を実施する場合

既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織（法第 22 条に規定する「学校いじめ対策組織」）に第三者を加えて調査

<構成員>（調査委員の肩書きや人数など）

記載例) 法 22 条に規定する組織（校長 1 名、教頭 1 名、生徒指導

第三者調査委員会を立ち上げて調査

<構成員>（調査委員の肩書きや人数など）

記載例) 弁護士〇名、臨床心理士〇名、社会福祉士〇名、大学教授
(専門: ▲▲学) 〇名、医師 (専門: ▲▲科) 〇名

（イ）第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合

第三者を加えずに法 22 条組織のみで調査を行う

<理由>

いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校いじめ対策組織が法第 23 条第 2 項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施していたため、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者（弁護士等）に依頼又は必要に応じて新たな調査を行う

学校いじめ対策組織の法第 23 条第 2 項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者）が納得しているため、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない。

（3）調査の手法

- アンケート調査
- 聞き取り調査
- その他（ ）

法 22 条組織とは、常設の組織

- 検討中
- (4) 調査開始日
令和（　）年（　）月（　）日頃 未定
- (5) 調査終了目途時期
令和（　）年（　）月頃 未定
- (6) 調査結果の私学部への報告予定時期
令和（　）年（　）月頃 未定

事実関係を明確にするための調査が必要

6 その他（自由記載）

7 本件連絡先

学校名
担当者職・氏名
電話番号

書式5

事案整理番号：

国様式1

いじめ重大事態の発生に関する報告について 【第1報について（令和 年 月 日）】

国立 公立 私立 株立
都道府県教育委員会等名：東京都

(1) 地方公共団体の長等に報告した日

(2) 児童生徒に関する情報（現在）

学年	年	性別		年齢	歳
----	---	----	--	----	---

(3) 学校の概要

児童生徒数		学級数	
教職員数			

(4) いじめ重大事態の概要・経緯など

1号事案 2号事案 1号事案かつ2号事案 ※該当するものにチェック

(5) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況など）

--

(6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について

（学校や学校の設置者等の取組に加えて、総合教育会議の活用等、首長部局等の関係部局その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。）

--

(7) 本件に関する都道府県教育委員会等の連絡先

課名	東京都生活文化スポーツ局私学部	(電話)	03-5388-3194
----	-----------------	------	--------------

	私学行政課	連絡先	
名前	小中高校担当		

書式 6

事案整理番号 :

国様式 2

いじめ重大事態調査の開始に関する報告について 【第 報について（令和 年 月 日）】

国立 公立 私立 株立
都道府県教育委員会等名：東京都

(1) 様式 1 を文部科学省に提出した日

(2) 重大事態調査の開始日（重大事態調査委員会の初回開催日）

(3) 重大事態調査の調査主体 ※該当する方にチェック
学校 学校の設置者

(4) いじめ重大事態調査について

① 調査委員の構成状況（調査委員の肩書きや人数など）

② 調査終了目途

③ 被害児童生徒保護者や関係児童生徒保護者への調査に関する説明状況
(被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載)

④ その他

(5) 本件に関する都道府県教育委員会等の連絡先

課名	東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課	連絡先	(電話) 03-5388-3194
名前	小中高校担当		

書式 7

都様式②

参考例

令和 年 月 日

東京都生活文化スポーツ局
私学部長 ○○ ○○ 殿

・報告書の作成にあたっては、個人名は記載せず、被害生徒名は「児童X」「生徒X」と記載し、その他の児童・生徒名もアルファベット表記等としてください。

○○○○○○学校
校長 ○○ ○○

重大事態の調査結果について

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定による重大事態について、下記のとおり報告します。

1 重大事態に係る調査委員会

(1) 調査期間 令和 年 月

(2) 調査委員会の構成

ア 第三者調査委員会を設けた調査を実施した場合

既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織(法第 22 条に規定する「学校いじめ対策組織」)に第三者を加えて調査

第三者調査委員会を立ち上げて調査

<構成員一覧(計__名 (内訳:学校関係者○名、第三者委員○名)>

**・各項目については、別紙での提出も可能です。
また、回答欄が不足する場合は、適宜回答欄を修正の上、ご回答ください。**

構成員	学校との関係
(例) 校長、教頭、生徒指導部長、担任…	(例) 法第22条組織の委員
弁護士 ○○ ○○	○○会に推薦を依頼して選出した、学校と利害関係を有しない第三者

心理士 △△ △△	学会に推薦を依頼して選出した、学校と利害関係を有しない第三者
-----------	--------------------------------

イ 第三者調査委員会を設けた調査を実施しなかった場合

□第三者を加えずに法 22 条組織のみで調査を行った

<理由>

□いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校いじめ対策組織が法第 23 条第 2 項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施していたため、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者(弁護士等)に依頼又は必要に応じて新たな調査を行った

□学校いじめ対策組織の法第 23 条第 2 項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者(被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者)が納得しているため、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わなかった。

2 調査方法

月 日	調査方法 ／調査担当者	学校の対応	
		調査対象者	調査項目
○月△日	無記名アンケート調査(担当者: 担任)	・被害生徒の属するクラスの生徒全員	・いじめの有無、いじめがあった場合の行為の内容

記載例

3 調査の結果・内容

(1) いじめの行為の有無

(2) いじめの行為が行われた期間 ((1) で「無し」の場合は記載不要)

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

(3) 学校がいじめの行為を最初に把握した時期

((1) で「無し」の場合は記載不要)

令和 年 月 日

(4) (3) の把握のきっかけ ((1) で「無し」の場合は記載不要)

(5) いじめを受けた児童/生徒 ((1) で「無し」の場合は記載不要)

人数 : () 人

学年 : () 年生 性別 : 男子 女子

(6) いじめを行った関係児童/生徒 ((1) で「無し」の場合は記載不要)

人数 : () 人

学年 : () 年生 性別 : 男子 女子

(※いじめを受けた疑いのある児童/生徒との関係)

(7) いじめの行為、内容、被害の状況 ((1) で「無し」の場合は、いじめの行為が

当該事案のいじめ(の疑い)の行為について、
・具体的な概要(いじめの具体的な内容・程度・頻度、いじめの理由、児童生徒の欠席の状況など)を、時系列順に可能な範囲で記載してください。

なかつたと判断した根拠)

(8) 被害児童生徒・保護者に対する調査結果の説明

ア 実施日

令和 年 月 日

イ 説明主体

学校法人 学校

第三者調査委員会等の調査組織

ウ 説明方法

対面説明 電話

文書 メール

その他（ ）

（9）加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の説明

ア 実施日

令和 年 月 日

イ 説明主体

学校法人 学校

第三者調査委員会等の調査組織

ウ 説明方法

対面説明 電話

文書 メール

その他（ ）

4 学校の対応

（1）いじめを受けた（疑いがあった）児童/生徒・保護者への主な対応・支援等（被害児童生徒のケア・保護者との面談等）

月 日	被害児童・生徒及び保護者に対する主な学校の対応・支援内容
〇月△日	・担任と本人の間で面談実施。担任から本人には〇〇と伝えた。
〇月□日	・校長と保護者で面談。家庭での本人の様子の聴取、今後の対応方針について検討。〇〇と要望があったため、対応を検討。
	<p style="border: 1px solid green; padding: 5px;">全ての対応を記載する必要はありません。主な対応や重要な事項について記載ください。</p>

記載例

（2）いじめを行った（疑いがあった）加害児童/生徒・保護者への主な対応・指導等

月 日	加害児童・生徒及び保護者に対する主な学校の対応・指導等内容

		<p>全ての対応を記載する必要はありません。主な対応や重要な事項について記載ください。</p>

(3) 法人・学校間の連携（当初・結果報告、協力体制等）

--

(4) 警察・その他関係機関との連携等（通報の有無等）

※連携なしの場合は記載不要

--

(5) マスコミ関係（取材の有無、対応内容等）

※対応なしの場合は記載不要

5 被害生徒及びいじめを行った生徒の現在の状況

(1) いじめを受けた（疑いがあった）児童/生徒の状況

（例：不登校だったが○月から登校、通院加療中、転学、退学など）

(2) いじめを行った児童/生徒の状況、現在の被害生徒とのかかわり

6 児童/生徒及び保護者の所見

- ・ 学校からの調査結果等の情報提供に対するいじめを受けた（疑いがあった）児童/生徒・保護者の所見
- ・ 所見提出年月日
令和（　）年（　）月（　）日
- ・ 所見提出がない場合、その理由

7 児童/生徒及び保護者の所見に対する調査主体の見解・対応

「6 児童/生徒及び保護者の所見」で提出のあった所見に対する調査主体（学校又は学校法人）の見解・対応

8

再発
防止策

調査結果を踏まえた再発防止策について具体的な取組内容

9

その他

<添付書類>

- ・ その他必要な書類

【本件連絡先】

○○学校 ○○ ○○ ○○

電話 : FAX :

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト（私立・公立大学附属・株立学校） 【参考例】

※「公立大学法人が設置する公立大学に附屬して設置される学校」及び「構造改革特別区域法第12条第2項に規定する学校設置会社が設置する学校」について該当時は、「学校法人」を「公立大学法人又は「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」、「都道府県知事」を「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長」又は「構造改革特別区域法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長」などと読み替えること。

<当該児童生徒に関する情報>

学校名：	学年：	性別：	年齢：
① いじめ重大事態の発生から調査開始		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1 (2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から学校法人への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む		<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針32頁 ● ガイドライン4頁 ● 不登校重大事態指針2頁 	
2 学校から当該学校を所轄する都道府県知事への報告 ※2号重大事態は、7日以内に行なうことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、都道府県私学主管課を通じて様式1の文部科学省への提出		<ul style="list-style-type: none"> ● 法第31条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン5頁 ● 不登校重大事態指針3頁 	
3 学校法人が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、学校法人は調査の実施および情報の提供等について必要な指導及び支援を行う		<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン6頁 ● 不登校重大事態指針4頁 	
4 被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体（組織の構成、人選）、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う		<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン7～10頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
5 加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等		<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン9頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
6 学校から当該学校を所轄する都道府県私学主管課を経由して文部科学省への調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出		—	
② 重大事態調査の実施		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、学校法人は必要な指導及び支援を行う		<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン6頁、10～12頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁 	

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト（私立・公立大学附属・株立学校） 【参考例】

③ 重大事態調査結果の説明・報告	法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1 被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、学校の設置者は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン12～13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
2 都道府県知事への報告にあたり、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨を明示すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
3 被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
4 都道府県知事への調査結果の報告及び説明 ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	
5 都道府県知事は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第31条第2項～第4項 ● 基本方針39～41頁 ● ガイドライン15頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	
6 当該学校を所轄する都道府県私学主管課を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	—	
④ 重大事態調査結果の公表検討	法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1 調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
2 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
3 報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。